

岸和田観光バス株式会社の旅行傷害保険ご案内

保 険 料	3 0 0 円
傷害死亡	5 0 0 万円
後遺障害	1 5 万円～5 0 0 万円
入院日額	3, 0 0 0 円
入院手術	3 万円・6 万円・1 2 万円
通院日額	2, 0 0 0 円

お支払いする保険金の内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な例	
ケ ガ の 事 故	死 亡	国内旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の日から180日以内に亡くなったとき。	死亡・後遺障害保険金の100%	<ul style="list-style-type: none"> ●故意によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●無資格運転、酒酔い運転をしている間のケガ ●地震、噴火、津波、戦争、暴動などによるケガ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど危険なスポーツをしている間のケガ ●道路以外の場所で自動車、オートバイ、モーターボートによる競技、競争、興行によるケガ ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの ●レーサー、競輪選手など危険な職業に従事している間のケガ
	後遺障害	国内旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の日から180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残されたとき。	その程度に応じて死亡・後遺障害保険金の3～100%	
	入 院	国内旅行行程中の事故によるケガのため、入院(入院に準じた状態を含みます。)されたとき。	事故の日から180日以内の入院日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いいたします。	
	手 術	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために手術を受けられたとき。	入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額をお支払いいたします。	
	通 院	国内旅行行程中の事故によるケガのため、通院(往診を含みます。)されたとき	平常の生活または業務ができる程度になおった日までの通院日数(往診日数を含みます)に対し、90日を限度として通院保険金日額をお支払いいたします。 (注)いかなる場合でも事故の日から180日以内を限度とします。	